

正しい運転・明るい輸送運動表彰の案内

全日本トラック協会では、「正しい運転、明るい輸送運動表彰」を下記の基準により表彰を行っています。

表彰基準を確認し、鹿児島県トラック協会へ推薦してください。

1. 表彰基準

- ①本運動期間中（令和3年11月16日～令和4年1月10日）に無事故であり、かつ本運動を含む歴年の一年間に傷害以上の大きな事故を起こさなかった従業員および事業所（車両の損壊、作業事故、交通事故等すべてを事故とみなし、歴年とは1月1日から同年12月31日までをいう。）
- ②本運動期間中に本運動の目標に沿う事項に関し、関係当局、地方公共団体あるいは荷主から、感謝もしくは表彰された従業員および事業所もしくは団体
- ③荷役機械、自動車部品および作業方法等の発明、考案もしくは改良を行い、事業経営の改善向上に寄与した者
- ④人命救助、重大事故もしくは危険物の事故防止に功績のあった者
- ⑤その他、事業経営の改善向上、交通事故防止、作業安全およびサービス向上等に関し、著しく功績のあった従業員および事業所もしくは団体

2. 表彰定数

鹿児島県の定数 事業所 1 従業員 2人

3. 提出書類

- ①事業所表彰 推薦者名簿（様式1）
- ②従業員表彰 推薦者名簿（様式1）、運転免許証のコピー、委任状

※上記書類は鹿児島県トラック協会ホームページの「お知らせ」よりダウンロードいただくか、電話にて問合せください。

4. 提出期限

令和4年1月24日（月）

【問合せ及び提出先】

〒891-0131

鹿児島市谷山港2-4-15

公益社団法人鹿児島県トラック協会 総務企画課

TEL：099-261-1167